

第13 掘ごたつ及びいろり（条例第9条）

1 用語の定義

「掘りごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置ごたつ」は、移動的なものであるから、器具として、条例第18条から第22条（条例第19条第1項第2号においては、置ごたつとしての規制あり。）で規制されるものであること。

2 条例等の運用

条例、条則によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項の「火床」とは、通常、灰及び炭火を入れるための部分をいうこと。
- (2) 第2項の規定より準用することとなる条例第3条第2項第4号の規制については、炭用の掘りごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えないこと。